

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.033

処 分 名	製造施設等の工事現場の危険防止に関わる緊急の使用禁止等の仮命令
処 分 の 概 要	建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合（時宜を失ってしまうおそれがある場合）には、措置内容等を記載した通知書の事前の交付、公開による意見聴取等の手続（建築基準法第9条第2項から第6項までに定める手続）を経ないで命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第2項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成27年6月1日）
備 考	

■ 建築基準法

(工作物 への 準用)

第八十八条

1 省略

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条（第三項、第五項及び第六項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。）、第六条の二（第三項を除く。）、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第五項（第三号を除く。）及び第六項から第九項まで、第十三条、第一五条の二、第十八条（第四項から第十三項まで及び第十九項から第二十三項までを除く。）、第四十八条から第五十一条まで、第六十条の二第三項、第六十八条の二第一項及び第五項、第六十八条の三第六項から第九項まで、第八十六条の七第一項（第四十八条第一項から第十三項まで及び第五十一条に係る部分に限る。）、第八十七条第二項（第四十八条第一項から第十三項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項並びに第六十八条の二第一項及び第五項に係る部分に限る。）、第八十七条第三項（第四十八条第一項から第十三項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に係る部分に限る。）、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3 ~ 4 省略